

第9回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等 大規模氾濫に関する減災対策協議会

【その他報告事項】

・事務所からの報告

- ① 庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会報告…………… (8-1-1)
- ② 洪水ハザードマップの作成状況及び課題について…………… (8-2-1)
- ③-1 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について
…………… (8-3-1)
- ③-2 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び防災安全交付金の
重点配分対象の見直しについて（県からの報告）…………… (8-3-2)
- ④ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・充実支援のための
動画等の公表について…………… (8-4-1)

・県からの報告

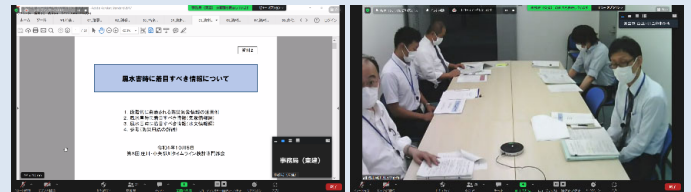
- ⑤ 富山県内の流域治水プロジェクト策定状況…………… (8-5-1)
- ⑥ 富山県砂防課からのお知らせ…………… (8-6-1)

【第8回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会】

- ◆ 令和4年10月開催（WEB会議形式）
- ◆ 風水害時に着目すべき情報（気象情報、河川情報等）を再確認
- ◆ タイムラインの適用演習として、タイムライン上の各ステージの防災行動について、各機関がシナリオに沿って自機関の行動を検証

【議事内容】

- ・ 庄川・小矢部川タイムライン【試行版】の概要とこれまでの検討経緯について
- ・ 風水害時に着目すべき情報について
- ・ 庄川・小矢部川タイムライン【試行版】適用演習
- ・ 意見交換
- ・ 今後の予定



これまでの経過・今後の予定

開催時期	会議名	主な検討内容
平成30年3月20日	庄川・小矢部川タイムライン(事前防災行動計画)検討専門部会(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイムラインの概要と検討方法について ・ タイムラインの想定するハザードについて ・ タイムライン検討に向けた防災行動案の検討ほか
平成30年5月15日	第2回庄川・小矢部川タイムライン(事前防災行動計画)検討専門部会(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイムライン検討に向けた防災行動案の検討 ・ タイムライン素案の防災行動の検討
平成30年6月27日	第3回庄川・小矢部川タイムライン(事前防災行動計画)検討専門部会(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画規模及び想定最大規模タイムライン(案)の意見照会ほか
平成31年3月27日	第4回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庄川・小矢部川タイムライン(試行版)の策定 ・ 事務所からの情報提供
令和元年出水期において、庄川・小矢部川タイムライン【試行版】を試行運用		
令和元年12月12日	第5回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行動アンケート(台風19号後)の結果報告 ・ 庄川・小矢部川タイムライン【試行版】の防災行動の意見交換
令和2年出水期において、庄川・小矢部川タイムライン【試行版】2020年版 を運用		
令和2年8月3日	第6回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイムラインの運用訓練・勉強会
令和3年出水期において、庄川・小矢部川タイムライン【試行版】2021年版 を運用		
令和3年11月24日	第7回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告の廃止に伴う防災行動の見直し検討
令和4年出水期において、庄川・小矢部川タイムライン【試行版】2022年版 を運用		
令和4年10月5日	第8回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイムラインの運用訓練・勉強会
令和5年3月20日	第9回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会(書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年出水期を踏まえた防災行動の見直し検討

〈今後の予定〉

令和5年出水期において、庄川・小矢部川タイムライン【試行版】2023年版 を運用

令和5年6月(予定) 第10回タイムライン検討専門部会において、運用訓練を実施

洪水ハザードマップの作成状況及び課題について

赤字：令和4年度の更新箇所

令和5年2月調査時点

資料8②

機関名	富山市	高岡市	立山町	舟橋村	勢水市	砺波市	小矢部市	南砺市	滑川市	上市町		
完成時期	令和2年3月	令和2年3月	令和4年1月	令和2年3月	令和2年3月	平成31年3月	平成31年3月	平成31年3月	令和2年5月	令和2年3月		
全戸配付完了時期	令和2年6月	令和2年6月	令和4年1月	令和2年4月	令和2年5月	平成31年4月	令和元年6月	令和元年5月	令和2年5月	令和2年6月		
HIP公開時期	令和2年3月	令和2年3月	令和4年1月	令和2年3月	令和2年5月	平成31年4月25日	令和元年6月	令和2年4月	令和2年5月29日	令和2年6月		
作成形態	庄川、小矢部川、岸邊川、子無瀬川、横江宮川、千保川、祖父川、和田川の浸水想定区域の重ね合わせ(想定最大規模降雨)	常願寺川と樺瀬川、白岩川の浸水想定区域の重ね合わせ(想定最大規模降雨)	常願寺川と樺瀬川、白岩川の浸水想定区域の重ね合わせ(想定最大規模降雨)	常願寺川、上市川、白岩川、樺瀬川、和江川の浸水想定区域の重ね合わせ(想定最大規模降雨)	神通川、庄川、小矢部川、和田川、下条川の浸水想定区域の重ね合わせ(想定最大規模降雨)	1. 庄川、小矢部川、淡江川 2. 小矢部川(県)、淡江川、岸邊川、横江宮川(県水辺高知河川) 3. 祖父川、黒石川(黒河川の浸水により浸水が想定される河川) 計9河川の洪水浸水想定区域の重ね合わせ(想定最大規模降雨)	小矢部川、淡江川、山田川、横江宮川、岸邊川、庄川の浸水想定区域の重ね合わせ(想定最大規模降雨)	小矢部川、淡江川、山田川、横江宮川、岸邊川、庄川の浸水想定区域の重ね合わせ(想定最大規模降雨)	常願寺川、早月川、中川、沖田川、上市川、白岩川の浸水想定区域の重ね合わせ(想定最大規模降雨)	上市川水系、白岩川水系と常願寺川の浸水想定区域の重ね合わせ(想定最大規模降雨等と計画降雨)		
作成対象	国、県が浸水想定区域を指定した但、水争奪河川及び水辺高知河川(14河川)	国、県が浸水想定区域を指定した但、水争奪河川及び水辺高知河川(14河川)	国、県が浸水想定区域を指定した但、水争奪河川及び水辺高知河川(14河川)	国、県が浸水想定区域を指定した但、水争奪河川及び水辺高知河川(14河川)	国、県が浸水想定区域を指定した但、水争奪河川及び水辺高知河川(14河川)	国、県が浸水想定区域を指定した但、水争奪河川及び水辺高知河川(14河川)	国、県が浸水想定区域を指定した但、水争奪河川及び水辺高知河川(14河川)	国、県が浸水想定区域を指定した但、水争奪河川及び水辺高知河川(14河川)	国、県が浸水想定区域を指定した但、水争奪河川及び水辺高知河川(14河川)	国、県が浸水想定区域を指定した但、水争奪河川及び水辺高知河川(14河川)		
指定避難所の考え方	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	
避難ルートの明示	避難時に通行が危険と考える橋アンダーパスなどを明示	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)		
収容者数の整理	各校区及び市全体で収容可能な判断	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)		
隣接市町村への広域避難	検討中	検討中	検討していない	検討中	検討中(高岡市の避難所を記載予定)	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		
今後の課題	避難所に全戸収容できない恐れがあるため、市外への広域避難を検討中である	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)	指定緊急避難場所(洪水)の考え方:浸水想定区域外にあって、当該施設において利用可能な建物(階)がある場合に指定(判断基準は想定最大規模の浸水深)		

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について

赤字：令和4年度の更新箇所

令和5年2月調査時点

資料8③-1

機関名	富山市	高岡市	立山町	舟橋村	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	滑川市	上市町
○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援										
令和5年3月末時点の進捗状況(予定)	対象施設数	781	294	16	調査中	132	53	27	38	83
	対象とすへきか検討中の施設数	0	0	0	調査中	-	0	0	0	0
	説明会参加施設数	51	294	0	調査中	把握していない	53	27	把握していない	0
	計画作成済施設数	539	232	16	調査中	100%	100%	27	100%	47
	避難訓練実施施設数	調査中	107	7	調査中	25%	49%	4	0%	0
地域防災計画の見直し時期	令和4年8月(データ版は適時更新する予定)	令和4年10月	令和5年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和3年6月	令和4年3月	令和4年3月	令和4年3月
作成における課題	<ul style="list-style-type: none"> 小規模施設に対する市としての支援方法の模索。 未確定施設へのペナルティの設定(公表、指定や補助金の打ち切り等)。 地域防災計画に位置付ける施設の条件の明確化。 所管課と防災部局との更なる連携。 	<ul style="list-style-type: none"> 各計画が有効性のあるものとなるよう、訓練徹底の周知と市避難訓練や地元訓練への積極的な参加の呼びかけ。 各施設における避難先が集中したときの対応を練り、市避難場所(グループホーム等)へ避難の検討を打診等。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設経営者、運営者の選定に際しては、避難確保計画作成に対する理解度を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定により避難計画の策定が必要になることから、施設側への理解を得ることや避難先の確保等が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設管理者の計画策定への理解度や協力体制が不十分なこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難先の選定方法、避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 施設によって、規模も利用している避難場所も違うため、作成を依頼するにあたり、それぞれの施設に合わせた対応が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係課が複数にわたる(南砺市であれば福祉、こども課、教育総務課等)ため、施設側の関係者も含まれることが多くが関係に差があるため、計画や訓練等の内容にバラつきがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設側との程度理解が得られるか不安がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設側との程度理解が得られるか不安がある。
備考	<p>水位計設置箇所増設等、引合締ま、情報提供ツール、孤児や孤寡をお断りしたい。</p> <p>その他、避難に関して河川管理者への要望等</p>									

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況(公表ベース)

○都道府県別(令和4年9月末現在)

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
1	徳島県	1,803	1,803	100.0%
1	福井県	1,430	1,430	100.0%
3	山形県	1,022	1,010	98.8%
4	石川県	1,419	1,390	98.0%
5	鳥取県	711	692	97.3%
6	群馬県	1,831	1,778	97.1%
7	静岡県	3,728	3,616	97.0%
8	青森県	1,269	1,219	96.1%
9	大阪府	10,582	10,115	95.6%
9	岐阜県	2,191	2,094	95.6%
11	高知県	1,131	1,077	95.2%
12	京都府	2,282	2,155	94.4%
13	大分県	2,773	2,614	94.3%
14	宮崎県	1,639	1,532	93.5%
14	宮城県	1,970	1,812	92.0%
16	広島県	2,964	2,663	89.8%
17	新潟県	2,926	2,623	89.6%
18	岩手県	1,078	965	89.5%
19	茨城県	1,243	1,111	89.4%
19	奈良県	654	578	88.4%
21	岡山県	3,362	2,962	88.1%
22	三重県	1,708	1,495	87.5%
23	長野県	2,247	1,957	87.1%
24	愛媛県	2,008	1,742	86.8%

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
25	秋田県	1,035	890	86.0%
25	山口県	1,312	1,119	85.3%
27	山梨県	1,019	867	85.1%
28	鹿児島県	1,830	1,550	84.7%
29	兵庫県	4,914	4,096	83.4%
30	東京都	7,860	6,529	83.1%
31	埼玉県	6,611	5,474	82.8%
32	島根県	950	785	82.6%
33	千葉県	2,341	1,902	81.2%
34	福島県	1,210	978	80.8%
35	北海道	5,039	4,058	80.5%
36	富山県	1,617	1,269	78.5%
37	滋賀県	1,498	1,175	78.4%
38	和歌山県	1,491	1,155	77.5%
39	神奈川県	5,387	4,146	77.0%
40	香川県	1,116	848	76.0%
41	栃木県	1,212	900	74.3%
42	佐賀県	1,748	1,286	73.6%
43	愛知県	7,279	5,076	69.7%
44	福岡県	4,373	3,031	69.3%
45	長崎県	1,598	1,088	68.1%
46	熊本県	755	492	65.2%
47	沖縄県	12	2	16.7%
	合計	116,178	99,149	85.3%

○県内市町村別(令和4年9月末現在)

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
1	氷見市	53	53	100.0%
1	砺波市	53	53	100.0%
1	南砺市	27	27	100.0%
1	立山町	15	15	100.0%
5	入善町	62	62	100.0%
6	射水市	132	131	99.2%
7	小矢部市	21	20	95.2%
8	魚津市	54	50	92.6%

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
9	朝日町	6	5	83.3%
10	黒部市	85	67	78.8%
11	高岡市	290	221	76.2%
12	富山市	781	539	69.0%
13	滑川市	38	26	68.4%
	舟橋村	0	0	
	上市町	0	0	
	県内合計	1617	1269	78.5%

事務連絡
令和3年12月27日

各地方整備局等総務部会計課担当者 殿
 企画部広域計画課担当者 殿
 各地方公共団体
 社会資本整備総合交付金担当者 殿

国土交通省大臣官房
 社会資本整備総合交付金等総合調整室

令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直しについて

平素より、国土交通行政の推進についてご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
 近年、風水害・土砂災害が激甚化・頻発化する中、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）及び「水防法」（昭和24年法律第193号）においては、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画を策定することを義務づけるとともに、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）においては、市町村に対して、避難行動要支援者名簿を作成した上で、名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することとしています。

本年10月20日に行われた財政制度等審議会では、「平時からの避難訓練が災害時の安全を左右する可能性に鑑み、法律に基づく義務である避難確保計画の策定等が確実に行われるよう、こうした対策を行っていない地域に対してハード整備におけるディスプレイを設けるべき。」との指摘がなされました（資料）。これを踏まえ、地域の防災・減災、安全の確保を推進するため、防災・安全交付金の重点配分対象について、令和5年度以降の予算で以下及び別紙のとおり見直しを行います。

（1）令和5年度予算における対応

土砂災害防止法第8条の2及び水防法第15条の3に基づく避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設が存在し、かつ、災害対策基本法第49条の11に基づく避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない市町村（以下「該当市町村」という。）が単独で策定した整備計画については、重点配分の対象外といたします。また、該当市町村が単独で都道府県と策定する整備計画についても同様といたします。

(2) 令和6年度以降の予算における対応

該当市町村が策定主体に含まれる整備計画は全て、重点配分の対象外といたします。

ただし、本年7月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設については、当面の間、上記(1)及び(2)の運用の対象外といたします。

つきましては、令和5年度以降の運用に向けて、防災や福祉を担当する部局とも連携し、避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設に対して計画策定指導を行っていただくとともに、避難支援者に対して避難行動要支援者名簿の提供を進めていただきますようお願い申し上げます。

土砂災害防止法及び水防法に基づく避難確保計画策定に係る留意事項については、水管理・国土保全局からも改めて通知を発出いたします。

以上

<添付資料>

資料 財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会(令和3年10月20日)資料1
「社会資本整備」(抜粋)

別紙 重点配分の考え方

重点配分の考え方(令和5年度)

令和5年度

- ①避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない市町村(以下「該当市町村」という。)が単独で策定する整備計画は重点配分の対象外。
- ②該当市町村が単独で都道府県と策定している整備計画は重点配分の対象外。

(例)

- A市、B市**・・・避難確保計画**未策定**の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供していない**
- C市**・・・要配慮者利用施設は全て避難確保計画**策定済**、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供済**
- D県**・・・A市、B市、C市の所在県

計画例	策定主体	重点配分の考え方
整備計画α	A市	重点配分対象外(①に該当)
整備計画β	A市、D県	重点配分対象外(②に該当)
整備計画γ	A市、B市、C市	配分の考え方に記載の条件を満たせば重点配分対象に
整備計画δ	A市、B市、D県	配分の考え方に記載の条件を満たせば重点配分対象に

重点配分の考え方(令和6年度以降)

令和6年度以降

避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない自治体が策定主体に含まれる整備計画は重点配分の対象外。

(例)

- A市、B市**・・・避難確保計画**未策定**の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供していない**
- C市**・・・要配慮者利用施設は全て避難確保計画**策定済**、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供済**
- D県**・・・A市、B市、C市の所在県

計画例	策定主体	重点配分の考え方
整備計画α	A市	重点配分対象外
整備計画β	A市、D県	重点配分対象外
整備計画γ	A市、B市、C市	重点配分対象外
整備計画δ	A市、B市、D県	重点配分対象外

事務連絡
令和 5 年 4 月 7 日

各都道府県 水防担当課長 殿
各都道府県 砂防担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室 課長補佐
砂防部砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知
及び訓練実施の促進について

要配慮者利用施設において、大雨の際に円滑かつ迅速に避難を行うため、水防法及び土砂災害防止法では、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施及びそれらを市町村長に報告することが義務付けられています。

今般、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練実施を促進するため、下記の通り避難確保計画の作成や訓練について分かりやすくポイントをまとめたリーフレット及び動画を作成したほか、施設における訓練の実施にあたっての留意事項を取りまとめましたので、貴管内市町村に周知し、施設管理者等の適切な対応を促すようお願いします。

記

1. リーフレット及び動画の作成について

国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」の内容を簡潔にまとめた、以下のリーフレット及び動画を作成しましたので、施設管理者等の避難確保計画作成や訓練実施の促進にご活用いただきますようお願いします。

① リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」

要配慮者利用施設の管理者等向けに、避難確保計画及び訓練の必要性や具体的内容について理解してもらうことを目的としたリーフレットです。

国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」の内容を踏まえ、避難確保計画に定めるべき項目や、それを定める際の留意点等を簡潔にまとめているほか、訓練の種類や実施方法について掲載しています。

② リーフレット「水防法・土砂災害防止法が改正されました」

令和 3 年の水防法、土砂災害防止法の改正内容について解説するとともに、それらに定められた以下の内容について説明しています。

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
- ・避難訓練の実施・防災教育の実施
- ・市町村による助言・勧告について

「都道府県・市町村職員向け」、「施設の所有者・管理者向け」の2種類があります。

③ 動画「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」【別紙】

避難確保計画を作成する要配慮者利用施設の管理者等及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難の実効性を確保する上で注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画です。

この動画では、国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」、「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、避難確保計画に定めるべき項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL : <https://youtu.be/Va400F33ucs> 【国土交通省 YouTube】

2. 訓練の実施について

市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設が、訓練を実施しその結果を市町村に報告することは水防法及び土砂災害防止法に基づく義務であり、原則として年1回以上実施するよう通知しているところ、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に見直される予定であることも踏まえ、あらためて施設管理者等に対し適切な実施を促していただくようお願いします。

なお、訓練の実施方法については、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほか、施設職員による情報収集や情報伝達等の訓練、地図等を活用して避難路の検討を行う等の図上訓練などがあり、施設利用者の負担等を考慮して、訓練方法や参加人数を工夫することも可能であるとして、上記リーフレットにおいてもその旨記載していますので申し添えます。

【問合せ先】

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室 課長補佐 深町 (内線 35439)

津波水防係長 古橋 (内線 35457)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1603

砂防部砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官 竹島 (内線 36152)

地震対策係長 鈴木 (内線 36154)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1610

国土交通省ウェブサイト「要配慮者利用施設の浸水対策」

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

避難確保計画作成支援動画

「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

別紙

- 避難確保計画を作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtu.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省 YouTube】



【動画の画面例】

**要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・確認のポイント**

令和5年3月
国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課・砂防計画課

【計画様式】

社会福祉施設
避難確保計画

施設名称：○○○ホール

2022年4月作成

※ 計画様式やチェックリストは、所在する市町村で各自に用意している場合があります。

※ 避難確保計画を作成する際は、市町村にて確認ください。

【チェックリスト】

項目	確認事項	確認結果
1. 避難確保計画の作成状況	1-1 避難確保計画を作成しているか	<input type="checkbox"/>
2. 避難確保計画の内容及び内容	2-1 避難確保計画の目的が明確であるか	<input type="checkbox"/>
3. 避難確保計画の策定プロセス	3-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
4. 避難確保計画の策定プロセス	4-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
5. 避難確保計画の策定プロセス	5-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
6. 避難確保計画の策定プロセス	6-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
7. 避難確保計画の策定プロセス	7-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
8. 避難確保計画の策定プロセス	8-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
9. 避難確保計画の策定プロセス	9-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
10. 避難確保計画の策定プロセス	10-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
11. 避難確保計画の策定プロセス	11-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
12. 避難確保計画の策定プロセス	12-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
13. 避難確保計画の策定プロセス	13-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
14. 避難確保計画の策定プロセス	14-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
15. 避難確保計画の策定プロセス	15-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
16. 避難確保計画の策定プロセス	16-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
17. 避難確保計画の策定プロセス	17-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
18. 避難確保計画の策定プロセス	18-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
19. 避難確保計画の策定プロセス	19-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>
20. 避難確保計画の策定プロセス	20-1 避難確保計画の策定プロセスが明確であるか	<input type="checkbox"/>

2. 災害リスク等の確認

様式1-3 施設が有する災害リスク

水害(洪水、雨)	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水深、浸水継続時間を確認	0.5m~3m 1日~3日未満
洪水(洪水、雨)	<input type="checkbox"/> 浸水深、浸水継続時間を確認	0.5m~3m 1日~3日未満
雨水出水浸水想定区域(雨水出水)	<input type="checkbox"/> 該当なし	0.5m~1m 12時間~1日未満
高潮浸水想定区域(高潮)	<input type="checkbox"/> 該当なし	0.5m~3m 1日~3日未満
津波災害警戒区域(津波)	<input type="checkbox"/> 該当なし	2m 50分

土砂災害
土砂災害特別警戒区域 該当なし 該当(以下の該当する分類に○)
土砂災害警戒区域 け付け附れ(急傾斜地の崩壊)
土砂災害警戒区域 土石流
 地すべり(地滑り)

5. 避難誘導

様式4-6 避難誘導

避難方法	避難経路	避難時間	避難誘導
徒歩	避難経路: 1. 1階 2. 1階 3. 1階	避難時間: 10分	避難誘導: 避難経路を確保する
エレベーター	避難経路: 1. 1階 2. 1階 3. 1階	避難時間: 10分	避難誘導: 避難経路を確保する
車	避難経路: 1. 1階 2. 1階 3. 1階	避難時間: 10分	避難誘導: 避難経路を確保する
その他	避難経路: 1. 1階 2. 1階 3. 1階	避難時間: 10分	避難誘導: 避難経路を確保する

※ 避難誘導の方法は、避難確保計画の作成時に、指定避難場所(エレベーター)に立退き避難をする。
※ 避難する際の危険がない場合は、指定避難場所(エレベーター)に立退き避難をする。

避難方法や避難に要する時間を確認

5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。

- ①何をしようとしたのか？ 例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
- ②実際には何が起きたのか？ 例) 全員の避難に1時間半かかった
- ③なぜそうなったのか？ 例) 車両数が計画通り手配できなかった
- ④次回すべきことは何か？ 例) 車両数が手配できない場合の協力先を設定する

- 訓練結果は市町村に報告することが「義務」づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練



□point

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約100人の利用者と職員が無事に避難できました。

【関連ホームページ】(国土交通省)

- ・避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・記載様式
- ・チェックリスト等

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouthou/jieisuibou/bousai-gensai-suibu02.html>

・避難確保に関するeラーニング教材



<https://youtu.be/VtMIyW9Yow4>

・避難確保計画の作成・活用のポイント



<https://youtu.be/Va400F33ucs>

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室
砂防部 砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111 (代表)

(令和5年3月)

利用者の円滑かつ迅速な避難のために

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用について



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設※では、

避難確保計画の作成・避難訓練の実施が「義務」づけられています。

※市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設等



国土交通省 水管理・国土保全局

「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

1. 基本的な事項・災害リスク

- まず、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者的人数等、自身の施設の特性について確認しましょう。
- 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。

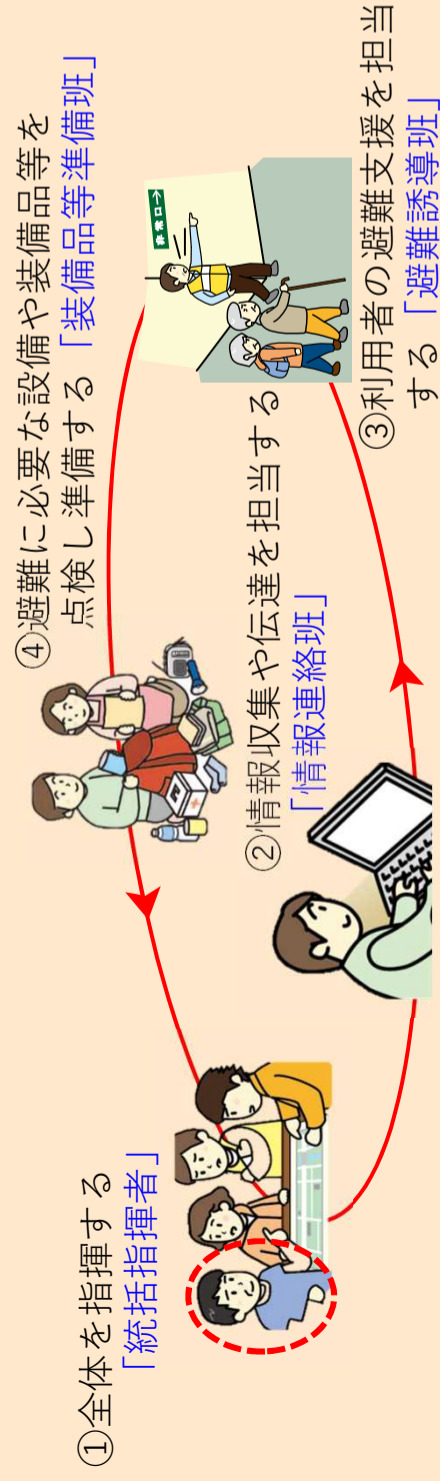
洪水		津波		土砂災害	
雨水出水		浸水のおそれがある区域	浸水のおそれがある区域	家屋倒壊等氾濫想定区域	土砂災害(特別)警戒区域
高潮		浸水のおそれがある区域	浸水のおそれがある区域	家屋倒壊・流失(家ごと流される)の危険があります!	このオレンジ色の災害は、

Point

- ✓ 災害リスクは一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう
- ✓ ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます
- ✓ 国土交通省ハザードマップポータルサイト(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)にある「わがまちハザードマップ」や「重ねるハザードマップ」もご利用ください

2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。
- また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために重要であり、収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。



Point

- ✓ 夜間や休日など、職員が不在・参集が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう
- ✓ 必要に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です

3. 避難場所に関する事項

- 確実な避難のためには、災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。
- 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。
- 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

立退き避難
基本の避難行動
 ● 災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。
 ● 避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定(福祉)避難所、指定緊急避難場所等があります。

屋内安全確保
 ● 施設に災害リスクがあっても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。
 ● ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。



Point

- ✓ 避難先は、利用者のケアなどの必要な対応が可能であるか等を確認しましょう
- ✓ 安全で確実な避難ルートを設定しましょう
- ✓ 「屋内安全確保」を行う場合は、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう

4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。

警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報等	早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨注意情報 洪水注意情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の行動	情報収集	● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断	避難開始	避難完了	

Point

- ✓ 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令にとらわれず、早めの避難を開始しましょう
- ✓ 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

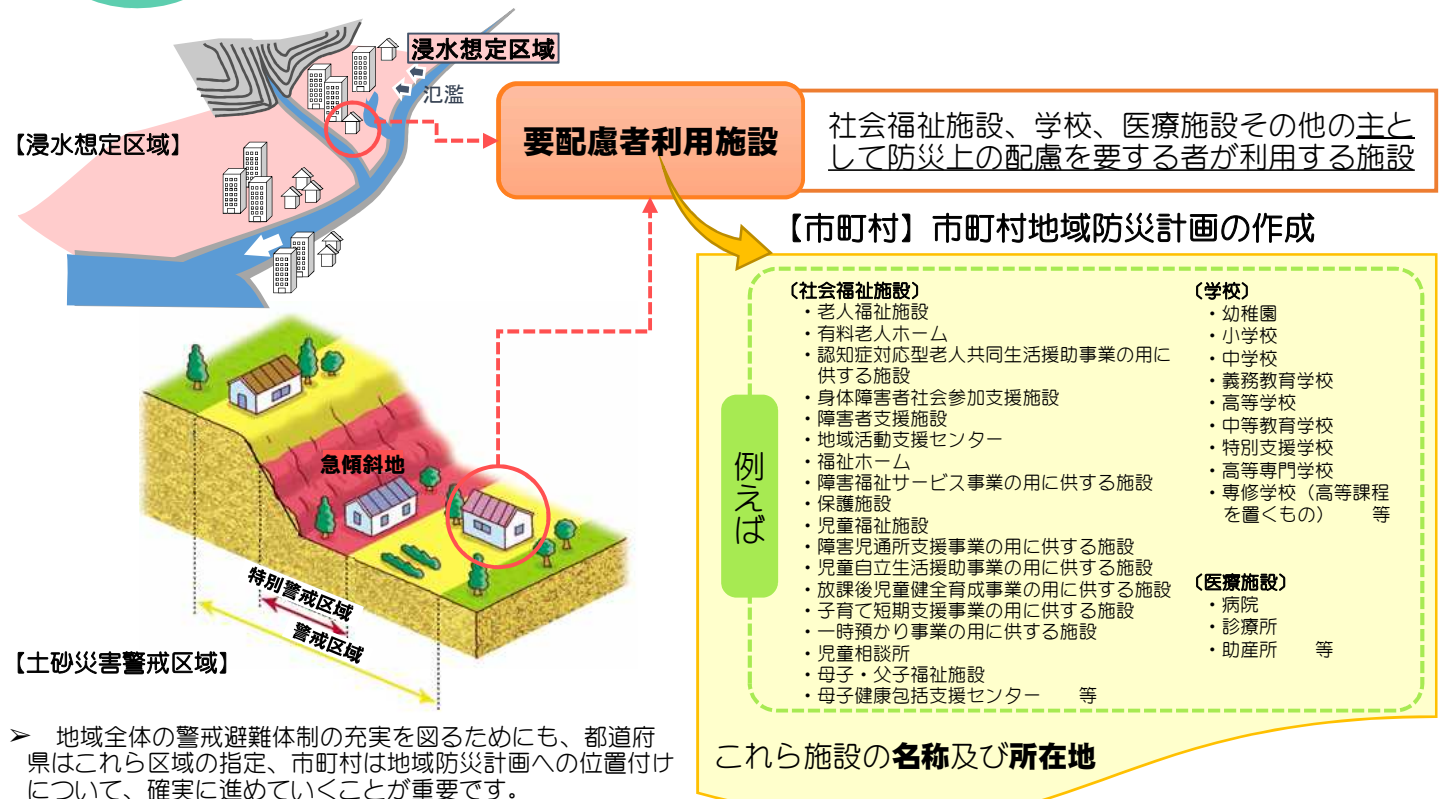
※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

ポイント!

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



1 避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」については、国土交通省のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるときに、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため**に必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 市町村は、要配慮者利用施設を**新たに市町村地域防災計画に位置付ける際**に、施設管理者等に対して水害や土砂災害の危険性を説明し、**避難確保計画の作成を促しましょう**。（既に「非常災害対策計画」や「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」などで、災害に対処する具体的な計画を定めている場合には、**既存の計画に避難確保計画に定める項目を加える**ことでも対応できます。）
- 避難確保計画の作成について、**各施設を担当する関係部局と防災部局等が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。
(8-4-6)

市町村長による指示及び公表

- 市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、**正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができるとなっています。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際には、施設管理者等に対して**避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。**

2

避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、原則として年1回以上**避難訓練を実施し、市町村長に結果を報告することが義務づけられています。**
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練などがあります。
- 避難訓練結果を踏まえて、**避難確保計画を見直す**ことが重要です。

3

助言・勧告

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

避難確保計画への助言・勧告

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
- 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、国土交通省の**チェックリスト**※等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行います。

避難訓練報告への助言・勧告

- 施設管理者等から避難訓練の報告があったときは、避難訓練の内容やそれに伴う避難確保計画の見直しについて、国土交通省の**チェックリスト**※等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行います。



要配慮者利用施設でのより一層の避難の実効性確保に向け、関係部局が連携して支援することが重要です！

国土交通省 水管理・国土保全局

水防法関係

河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

国土交通省ホームページ 要配慮者利用施設の浸水対策

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



問い合わせ等

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

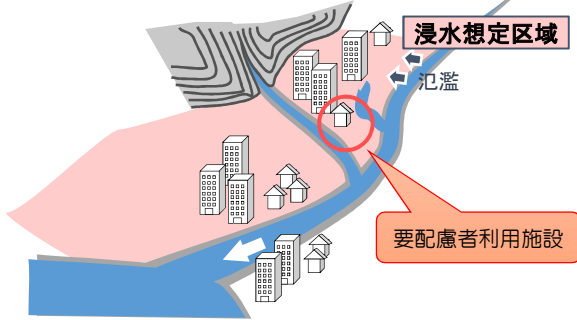
『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**

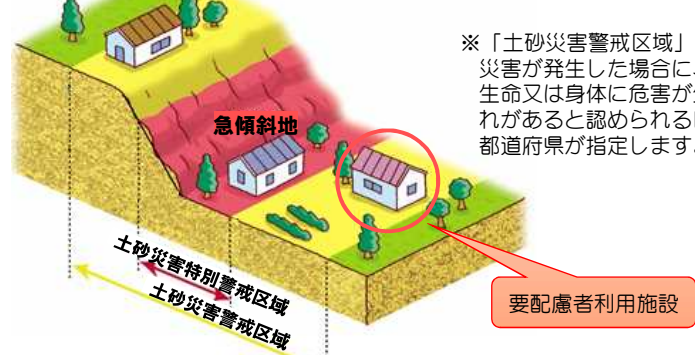
ポイント!

【浸水想定区域】



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり都道府県が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらうようにしましょう**。
- **訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の見直し**を行いましょう。
- **施設職員への防災教育のためには、市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。



避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

法律に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ

要配慮者利用施設の浸水対策



<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



富山県内の流域治水プロジェクト策定状況

R5.3現在
富山県土木部河川課

	河川名	策定主体	実施主体 (関係出先)	関係機関	策定年	記載メニュー							
						河川	ダム	砂防	下水	農地	林務	海岸	
一級河川	常願寺川	国	パレット	富山県、富山市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町	2021.3	○	○	○				○	
	神通川 (いたち川、太田川、冷川、宮路川、山田川、宮島川、坪野川、峠川、馬渡川 を含む)	国	パレット	富山県、岐阜県富山市、高山市、飛騨市	2021.3	○	○	○	○	○	○		
	庄川 (地久子川、下条川、和田川を含む)	国	パレット	富山県、岐阜県富山市、高岡市、射水市、砺波市、白川村	2021.3	○	○	○	○	○	○		
	小矢部川 (谷内川、黒石川、横江宮川、藪波川 を含む)	国	パレット	富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市	2021.3	○	○	○	○	○	○		
	黒部川	国	黒部河川事務所	富山県、富山市、黒部市、入善町、朝日町	2021.3	○	○	○				○	○
一級河川 計 5 河川													

二級河川	黒瀬川	富山県	富山県 (入善土木)	黒部市	2021.8	○	○						
	片貝川(布施川)	富山県	富山県 (入善土木) (新川土木)	黒部市、魚津市	2021.8	○	○	○				○	
	鴨川	富山県	富山県 (新川土木)	魚津市	2021.3	○			○				
	中川(沖田川)	富山県	富山県 (新川土木)	滑川市	2021.8	○							
	上市川	富山県	富山県 (新川土木) (立山土木)	滑川市、上市町、富山市	2021.8		○	○				○	
	白岩川	富山県	富山県 (新川土木) (立山土木)	富山市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町	2021.8	○	○	○				○	
	泉川	富山県	富山県 (氷見土木)	氷見市	2022.4	○							
	上庄川	富山県	富山県 (氷見土木)	氷見市	2021.3	○		○			○		
二級河川 計 8 河川													
合計 13 河川													

令和元年東日本台風では、全国各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、上市川水系においても、自然災害に備える必要があり、以下の取組みを実施していくことで、甚大な被害を生じさせた昭和44年8月洪水と同規模の洪水による浸水被害の解消を図る。



- 上市川水系では、県、市が一体となって以下の手順の「流域治水」を推進する。
 - 【短期】上市川ダムにおける事前放流等の基本協定の締結、体制構築・実施を行うことにより、洪水被害を軽減する。
 - 【中長期】更に流域全体の安全度を向上させるため、河道掘削などの維持管理を実施する。
- あわせて越水、溢水の頻発箇所へは、必要に応じて、水位計や監視カメラを設置し、WEB上への配信追加・周知などを行うことにより、避難判断に役立てる。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	上市川ダムにおける事前放流の実施	富山県	[Red arrow indicating implementation from Short-term to Mid-term]		
	砂防関係施設の整備	富山県	[Red arrow indicating implementation from Short-term to Mid-term]		
	森林整備・治山対策	富山森林管理署 富山水源林整備事務所 富山県	[Red arrow indicating implementation from Short-term to Mid-term]		
被害対象を減少させるための対策	立地適正化計画に基づく「安全なまちづくり」に向けた取組 (防災指針策定など)	富山市	[Yellow arrow indicating implementation from Short-term to Mid-term]		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	洪水浸水想定区域図の作成、避難訓練への住民参加促進及び住民参加等	富山県 富山市 滑川市 上市町 住民	[Green arrow indicating implementation from Short-term to Mid-term]		
	水位計・監視カメラの活用	富山県	[Green arrow indicating implementation from Short-term to Mid-term]		

気候変動を踏まえたさらなる対策を推進

令和元年東日本台風では、全国各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、白岩川水系においても事前防災対策を進める必要があり、以下の取組みを実施していくことで、甚大な被害を生じさせた昭和44年8月洪水と同規模の洪水による浸水被害の解消を図る。



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

- 白岩川水系では、県、市が一体となって以下の手順の「流域治水」を推進する。
 - 【短期】水橋大橋の架け替えによりボトルネック部を解消する。
白岩川ダムにおける事前放流等の基本協定の締結、体制構築・実施を行うことにより、洪水被害を軽減する。
 - 【中期】鉄道橋、道路橋の架替によりボトルネック部を解消する。
 - 【中長期】更に流域全体の安全度を向上させるため、河道掘削などの維持管理を実施する。
- あわせて越水、溢水の頻発箇所へは、必要に応じて、水位計や監視カメラを設置し、WEB上への配信追加・周知などを行うことにより、避難判断に役立てる。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぎ・減らすための対策	白岩川および下条川の整備(堤防整備、橋梁架替、河道掘削等)	富山県	道路橋2橋・鉄道橋1橋の架替によりボトルネック部を解消		
	白岩川ダムにおける事前放流の実施	富山県			
	砂防関係施設の整備	富山県			
	森林整備・治山対策	富山森林管理署 富山水源林整備事務所 富山県			
被害対象を減少させるための対策	立地適正化計画に基づく「安全なまちづくり」に向けた取組(防災指針策定など)	富山市	立地適正化計画への防災指針の記載と取組など		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	洪水浸水想定区域図の作成、避難訓練への住民参加促進及び住民参加等	富山県 富山市 滑川市 上市町 立山町 舟橋村 住民	必要に応じて、越水、溢水の頻発箇所への設置やWEB上への配信追加・周知など		
	水位計・監視カメラの活用	富山県			

【事業費(R4年度以降の残事業費)】

- 河川対策
全体事業費 49.7億円※
白岩川の整備等
- 砂防対策
砂防堰堤等

※県の河川整備計画の残事業費を記載

気候変動を踏まえたさらなる対策を推進

【土砂災害防止法の改正】

○平成29年6月19日施行(5月19日交付)

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は**避難確保計画の作成・避難訓練の実施の義務化(同法8条の2)**

○令和3年7月15日施行(5月10日交付)

※市町村防災計画に定められた施設が対象
※避難訓練は毎年実施する

- ・市町村長に**避難訓練の結果報告**の義務化(同法8条の2第5項)
- ・市町村長が施設に対して避難確保計画に関する**助言・勧告**できる制度を創設(同法8条の2第6項)

【富山県内の状況(令和5年1月末時点)】

- ・**避難確保計画作成率:100.0%**(105施設中105施設)
- ・**避難訓練実施率:90.5%**(105施設中95施設)

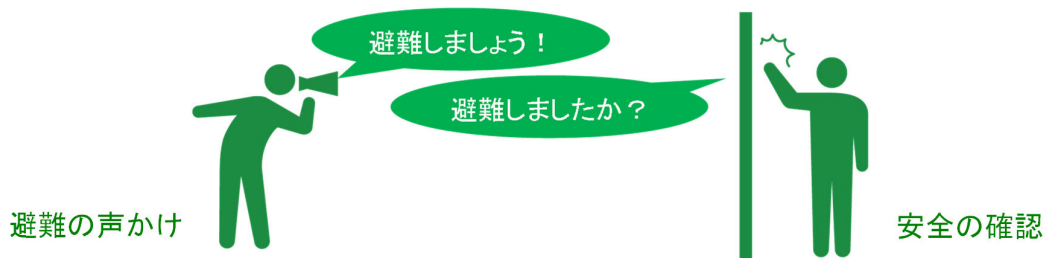
【留意点】

- ・避難確保計画に基づく避難訓練実施の支援(避難訓練は原則年1回以上実施)
※eラーニング教材が国土交通省HPに掲載されていますのでこれらもご活用下さい。
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>
- ・市町地域防災計画の見直しにより施設数が増減した場合は報告をお願いします。

2023年「土砂災害・全国防災訓練」の実施について

【2023年 全国一斉の取組】

「避難の声かけ、安全の確認」(予定)



今年の「土砂災害・全国防災訓練」では、近年の災害で地域の住民や家族が声をかけあうことで避難が進んだ事例が各地で報告されていることから、地域内での声かけにより避難する取り組みや、安全を確認する訓練を重点的に実施する予定です。

【R4年度富山県内での避難訓練実施状況】

土砂災害警戒区域がある**県内14市町(舟橋村除く)のうち、10市町で防災訓練を実施。**



土砂災害警戒情報について

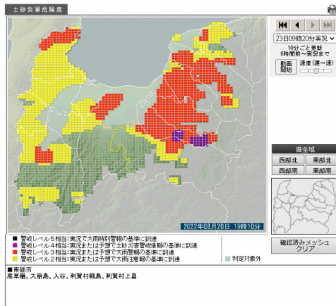
○土砂災害警戒情報とは

- ・ **命に危険を及ぼす土砂災害**がいつ発生してもおかしくない状況であることを周知するために、県と気象台が共同で発表する**防災気象情報**。
- ・ **警戒レベル4相当の情報**。紫色のメッシュ内の**土砂災害警戒区域**に**避難指示の発令**が基本。

○富山県土砂災害警戒情報支援システム

- ・ リアルタイムで土砂災害の危険度等をHPで公開。
- ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合、**補足情報として避難判断地区を記載したFAXを送信**しています。避難指示発令対象地域の検討の参考資料として活用して下さい。

富山県土砂災害警戒情報支援システム



- ・ PC版
<https://www.sabo.pref.toyama.lg.jp>
- ・ スマートフォン版
<https://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/sp/>
- ・ モバイルフォン版
<http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/m/>

警戒レベル4
相当情報
【土砂災害】

土砂災害警戒情報

水見市長 様

06月04日(日)06時、富山地方気象台と富山県は、先発的に「土砂災害警戒情報」を発表しました。
土砂災害警戒情報の発令は、土砂災害の発生が予想される地域です。「避難指示等の発令を検討する必要」があります。
避難判断地区は別紙のとおりです。

今後の情報状況に注意してください。
※ 気象の見直しについては、富山地方気象台にお問い合わせください。
富山地方気象台 TEL: 076-442-2385 (防災担当専用携帯電話)
インターネット: <http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/> で最新の情報を見る
ことができます。

土砂災害警戒対象区域

土砂災害警戒区域の範囲

2023年 06月 04日 14時 02分
富山県土木部砂防課 TEL: 076-444-3342
FAX: 076-444-4420

避難判断地区一覧

市町村	地区名	警戒レベル											避難指示		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
水見市	水見	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	水見町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	水見町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	水見町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	水見町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	水見町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	水見町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	水見町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	水見町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	水見町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	水見町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

<避難指示>
避難指示は、警戒レベル4相当の土砂災害警戒情報発表時、避難判断地区を記載したFAXを送信し、避難指示を発令する場合があります。
避難判断地区は、警戒レベル4相当の土砂災害警戒情報発表時、避難判断地区を記載したFAXを送信し、避難指示を発令する場合があります。
避難判断地区は、警戒レベル4相当の土砂災害警戒情報発表時、避難判断地区を記載したFAXを送信し、避難指示を発令する場合があります。

補足情報を記載したFAX